



免税事業者でも他人事ではない！ ＊ 知らなきゃ損する！

「インボイス制度」 対策セミナー



令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

本セミナーでは、インボイス制度の概要や制度開始に伴う事業者への影響、必要な手続きなどを分かり易く解説します。

日時 令和3年12月13日(月)
14:00～16:00

会場 ● 多治見商工会議所4F 研修室
● オンライン ※Google meetにて実施予定

定員 会場:20名
オンライン:無制限

受講料 無料

持ち物 筆記用具



講師

税理士法人森本会計

滝 文謙 氏

講座内容

1. インボイス制度とは
2. インボイス制度開始に伴う影響
～売り手や買い手、免税事業者の留意点～
3. 課税事業者になるとどうなる
4. 必要な手続きについて

備考

- ◆新型コロナウイルス対策を徹底して開催致します。マスクの着用を必須とし、体温が37.5℃以上ある方は受講をご遠慮いただく場合がございます。
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、会場の定員縮小や、形式が完全オンラインとなる可能性があります。あらかじめご了承ください。
- ◆オンラインで受講をご希望の方はメールアドレスにURLを送付します。当日は、URLからログインしてください。

お申し込み方法

- ① 申し込みフォームのQRコードから申し込み
- ② 下記メールアドレスより必要事項記載のうえ申し込み

Mail : t.sawada@tajimi.or.jp

申し込みフォーム



必要事項 ①事業者名 ②業種 ③受講者名 ④役職 ⑤所在地 ⑥電話番号

※ご記入いただいた個人情報は本講習会開催に係る諸連絡以外には使用しません。

お問い合わせ先

多治見商工会議所
担当:澤田

TEL:0572-25-5000

Mail:t.sawada@tajimi.or.jp